



福岡医発第 1118 号 (地)

令和 6 年 7 月 8 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

令和 6 年 8 月からの特定入所者介護（予防）サービス費の見直しに係る
周知への協力依頼について

令和 6 年度介護報酬改定に関する告示・通知・Q & A 等につきましては、本会ホームページに随時情報を掲載しているところです。

今般、令和 6 年 8 月 1 日より、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和 6 年厚生労働省告示第 86 号）に基づき、特定入所者介護（予防）サービス費（補足給付）における居住費の負担限度額・基準費用額が引き上がることに伴い、その趣旨や内容等について、事業所及び利用者の方々に御理解いただくことを目的として、厚生労働省において添付資料のとおり周知用のリーフレットが作成された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

(添付資料)

○介護保険最新情報 Vol. 1280

令和 6 年 8 月からの特定入所者介護（予防）サービス費の見直しに係る周知への協力
依頼について

(令和 6 年 6 月 21 日 事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課、老人保健課)

以上

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 柳 大三郎
会長 島田昇二郎

日医発第 588 号（介護）

令和 6 年 6 月 28 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦
(公 印 省 略)

令和 6 年 8 月からの特定入所者介護（予防）サービス費の見直しに係る
周知への協力依頼について

令和 6 年度介護報酬改定に関する告示・通知・Q&A 等につきましては、本年 3 月 21 日付け日医発第 2214 号文書等にて逐次お知らせ申し上げ、本会メンバーズルームに随時情報を掲載しているところです。

今般、令和 6 年 8 月 1 日より、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和 6 年厚生労働省告示第 86 号）に基づき、特定入所者介護（予防）サービス費（補足給付）における居住費の負担限度額・基準費用額が引き上がることに伴い、その趣旨や内容等について、事業所及び利用者の方々に御理解いただくことを目的として、厚生労働省において添付資料のとおり周知用のリーフレットが作成されましたのでご連絡申し上げます。周知の際にご活用ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会管下の郡市区医師会および会員への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

(添付資料)

○介護保険最新情報 Vol. 1280

令和 6 年 8 月からの特定入所者介護（予防）サービス費の見直しに係る周知への協力
依頼について

(令 6. 6. 21 事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課、老人保健課)

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省老健局介護保険計画課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

令和6年8月からの
特定入所者介護（予防）サービ
ス費の見直しに係る周知への協
力依頼について

計 4 枚（本紙を除く）

Vol.1280

令和6年6月21日

厚生労働省老健局介護保険計画課、
老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内 2260、3938)

FAX : 03-3595-4010

事 務 連 絡
令和6年6月21日

各 都道府県
市 町 村 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
老 人 保 健 課

令和6年8月からの特定入所者介護（予防）サービス費の見直しに係る
周知への協力依頼について

介護保険制度の運営につきましては、平素より御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和6年8月1日より、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第86号）に基づき、特定入所者介護（予防）サービス費（補足給付）における居住費の負担限度額・基準費用額が引き上がります。

当該引上げの趣旨、内容等について、事業所及び利用者の方々に御理解いただくことを目的として、別添のとおり周知用のリーフレットを作成いたしましたので、各市町村及び都道府県におかれましては、関係団体と連携し、様々な機会を活用して積極的に周知いただきますよう御協力をお願いいたします。

なお、リーフレットは厚生労働省ホームページ（※）にも掲載しております。

※リーフレット掲載場所：（厚生労働省ホームページ）ホーム ＞ 政策について
＞ 分野別の政策一覧 ＞ 福祉・介護 ＞ 介護・高齢者福祉 ＞ 重要なお知らせ
・ 介護保険施設等における居住費の負担限度額が令和6年8月1日から変わります。（周知用リーフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000778218.pdf>

介護保険施設等における居住費の負担限度額が 令和6年8月1日から変わります

介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院)やショートステイを利用する方の食費・居住費については、低所得の方への補助(補足給付)を行っています。

※補足給付は、原則、世帯全員(世帯を分離している配偶者を含みます)が市町村民税非課税の方が対象です。



近年の高齢者世帯の光熱・水道費などや在宅で生活する方との公平性等を総合的に勘案し、**令和6年8月**から、**居住費の負担額が60円(日額)引き上がります。**

※従来から補足給付の仕組みにおける負担限度額を0円としている利用者負担第1段階の多床室利用者については、負担限度額を据え置き、利用者負担が増えないようにします。

利用者負担段階	補足給付の主な対象者 ※非課税年金も含む		預貯金額(夫婦の場合)
第1段階	生活保護受給者		要件なし
	世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者		1,000万円(2,000万円)以下
第2段階	世帯全員が 市町村民税 非課税	年金収入金額(※)+合計所得金額80万円以下	650万円(1,650万円)以下
第3段階 ①		年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円超~120万円以下	550万円(1,550万円)以下
第3段階 ②		年金収入金額(※)+合計所得金額が120万円超	500万円(1,500万円)以下

※社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業も対象となる場合があります。(事業を実施していない社会福祉法人等もあります。)

負担限度額 (負担いただく 日額)		第1段階		第2段階		第3段階 ①・②	
		令和6年 7月まで	令和6年 8月から	令和6年 7月まで	令和6年 8月から	令和6年 7月まで	令和6年 8月から
多床室	特養等	0円 ▶	0円	370円 ▶	430円	370円 ▶	430円
	老健・医療院等	0円 ▶	0円	370円 ▶	430円	370円 ▶	430円
従来型個室	特養等	320円 ▶	380円	420円 ▶	480円	820円 ▶	880円
	老健・医療院等	490円 ▶	550円	490円 ▶	550円	1,310円 ▶	1,370円
ユニット型個室的多床室		490円 ▶	550円	490円 ▶	550円	1,310円 ▶	1,370円
ユニット型個室		820円 ▶	880円	820円 ▶	880円	1,310円 ▶	1,370円

補足給付の対象ではない方 ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。

居住費に要する平均的な費用の額(基準費用額)についても、60円(日額)引き上がります。

別紙

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（令和6年7月まで）

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- **標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額**を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

負担軽減の対象となる低所得者

利用者負担段階	主な対象者		※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。
			預貯金額（夫婦の場合）（※）
第1段階	・生活保護受給者		要件なし
	・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である 老齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円以下	650万円（1,650万円）以下
第3段階①		年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第3段階②		年金収入金額（※）＋合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

			基準費用額 （日額（月額））	負担限度額（日額（月額））※短期入所生活介護等（日額）【】はショートステイの場合			
				第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費			1,445円（4.4万円）	300円（0.9万円） 【300円】	390円（1.2万円） 【600円（1.8万円）】	650円（2.0万円） 【1,000円（3.0万円）】	1,360円（4.1万円） 【1,300円（4.0万円）】
居住費	多床室	特養等	855円（2.6万円）	0円（0万円）	370円（1.1万円）	370円（1.1万円）	370円（1.1万円）
		老健・医療院等	377円（1.1万円）	0円（0万円）	370円（1.1万円）	370円（1.1万円）	370円（1.1万円）
	従来型個室	特養等	1,171円（3.6万円）	320円（1.0万円）	420円（1.3万円）	820円（2.5万円）	820円（2.5万円）
		老健・医療院等	1,668円（5.1万円）	490円（1.5万円）	490円（1.5万円）	1,310円（4.0万円）	1,310円（4.0万円）
	ユニット型個室の多床室		1,668円（5.1万円）	490円（1.5万円）	490円（1.5万円）	1,310円（4.0万円）	1,310円（4.0万円）
	ユニット型個室		2,006円（6.1万円）	820円（2.5万円）	820円（2.5万円）	1,310円（4.0万円）	1,310円（4.0万円）

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（令和6年8月～）

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

負担軽減の対象となる低所得者	利用者負担段階		主な対象者		※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。
					預貯金額（夫婦の場合）（※）
	第1段階	・生活保護受給者			要件なし
		・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である 老齢福祉年金受給者			1,000万円（2,000万円）以下
	第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円以下		650万円（1,650万円）以下
	第3段階①		年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円超～120万円以下		550万円（1,550万円）以下
	第3段階②		年金収入金額（※）＋合計所得金額が120万円超		500万円（1,500万円）以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者				

			基準費用額 （日額（月額））	負担限度額（日額（月額））※短期入所生活介護等（日額）【】はショートステイの場合			
				第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費			1,445円（4.4万円）	300円（0.9万円） 【300円】	390円（1.2万円） 【600円（1.8万円）】	650円（2.0万円） 【1,000円（3.0万円）】	1,360円（4.1万円） 【1,300円（4.0万円）】
居住費	多床室	特養等	915円（2.8万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
		老健・医療院等	437円（1.3万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
	従来型個室	特養等	1,231円（3.7万円）	380円（1.2万円）	480円（1.5万円）	880円（2.7万円）	880円（2.7万円）
		老健・医療院等	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室的多床室		1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室		2,066円（6.3万円）	880円（2.6万円）	880円（2.6万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）